

五監公告第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年11月28日

五泉市監査委員

浅井昇
剣持雄吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

都市整備課

4. 監査の範囲

令和7年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和7年10月30日～令和7年11月26日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

公園使用許可申請に対する許可書及び納付書発行の遅延、必要な事務手続きを踏まず行っている公用車修繕など、不適切な事務処理が散見される。

事務処理マニュアルを作成または確認し、処理状況を複数人で共有するなど、組織的なチェック体制を整備し、再発防止に努められたい。

(2) 所見

平成21年に策定された五泉市都市計画マスタープランは、令和7年度までの概ね20年間を目標期間として定めており、令和9年度までに次期計画の策定を進めることである。

策定にあたっては、現計画の達成・進捗状況について評価と検証により課題を抽出するとともに、新たな市民ニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ適切に見直しを図り、同じくこれから策定される第3次五泉市総合計画の取り組みを、都市計画の立場から支える実効性の高いものとなるよう努められたい。